使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する基本方針変更案　新旧対照表

○　使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する基本方針（平成二十五年経済産業省・環境省告示第一号）（抄）

改正後	改正前
使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する基本方針 我が国においては、今後の我が国経済社会の持続的な発展を可能にするため、天然資源の消費を抑制し環境への負荷ができる限り低減される循環型社会を構築していくことが喫緊の課題である。しかし、小型電子機器等が使用済みとなった場合には、その相当部分が一般廃棄物として市町村により処分されており、その場合に回収されているものは、鉄やアルミニウム等一部の金属にとどまり、金や銅などの金属は大部分が埋立処分されている。 新規の最終処分場の立地が困難となる中で、残余容量は減少が続いており、使用済小型電子機器等の再資源化を行うことで、廃棄物の最終処分量の削減が期待されている。 さらに、再資源化の工程の中で使用済小型電子機器等に含まれる有害物質が適切に処理されることとなり、環境管理の改善効果も期待される。 また、資源採掘時には、岩石、土砂を含めた廃棄物の発生やエネルギー消費等、多量の物質・資源が関与しており、資源採掘時の環境負荷を低減する観点からも、再生資源の十分な利用を図ることが重要である。 主要な資源の大部分を輸入に依存している我が国にとって、資源の確保は重要な課題である。金属の中には産出国の偏在性が高い鉱種もあり、主要生産国の輸出政策等により、供給リスクや価格乱高下のリスクを常に抱えている。また、新興国の経済成長等を背景として多くの金属の価格が高騰するなど、資源確保の重要性が高まっており、使用済小型電子機器等についても再資源化の促進が求められている。 このような状況の中で、我が国における生活環境の保全と国民経	使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する基本方針 我が国においては、今後の我が国経済社会の持続的な発展を可能にするため、天然資源の消費を抑制し環境への負荷ができる限り低減される循環型社会を構築していくことが喫緊の課題である。しかし、小型電子機器等が使用済みとなった場合には、その相当部分が一般廃棄物として市町村により処分されており、その場合に回収されているものは、鉄やアルミニウム等一部の金属にとどまり、金や銅などの金属は大部分が埋立処分されている。 新規の最終処分場の立地が困難となる中で、残余容量は減少が続いており、使用済小型電子機器等の再資源化を行うことで、廃棄物の最終処分量の削減が期待されている。 さらに、再資源化の工程の中で使用済小型電子機器等に含まれる有害物質が適切に処理されることとなり、環境管理の改善効果も期待される。 また、資源採掘時には、岩石、土砂を含めた廃棄物の発生やエネルギー消費等、多量の物質・資源が関与しており、資源採掘時の環境負荷を低減する観点からも、再生資源の十分な利用を図ることが重要である。 主要な資源の大部分を輸入に依存している我が国にとって、資源の確保は重要な課題である。金属の中には産出国の偏在性が高い鉱種もあり、主要生産国の輸出政策等により、供給リスクや価格乱高下のリスクを常に抱えている。また、新興国の経済成長等を背景として多くの金属の価格が高騰するなど、資源確保の重要性が高まっており、使用済小型電子機器等についても再資源化の促進が求められている。 このような状況の中で、我が国における生活環境の保全と国民経

済の健全な発展を長期的に確保するためには、使用済小型電子機器等に含まれる金属その他の資源の十分な利用を図っていくことが重要である。

本基本方針は、このような認識の下に、使用済小型電子機器等の再資源化を総合的かつ計画的に推進するため、必要な事項を定めるものである。

一　使用済小型電子機器等の再資源化の促進の基本的方向

使用済小型電子機器等については、資源性を有することから、広域的かつ効率的な回収が可能になれば、規模の経済が働いて、採算性を確保しつつ再資源化することも可能である。そこで、本制度は、関係者が協力して自発的に回収方法やリサイクルの実施方法を工夫しながら、それぞれの実情に合わせた形でリサイクルを実施する促進型の制度としている。

物流や中間処理において規模の経済を働かせ、効率的に収集とリサイクルを実施するためには、回収量を確保することが非常に重要である。そのためには、消費者及び事業者は適正な排出を行うこと、市町村は分別収集を行うこと、小売業者は消費者の適正な排出に協力すること、製造業者は解体しやすい設計を行うこと等によって再資源化に要する費用を低減するとともに再生資源を利用すること、国は制度の円滑な運用に向けて分別収集や再資源化の促進のために必要な資金の確保等を行い、市町村が主体となった回収体制を構築すること、都道府県は市町村に対し必要な協力を行うことなど、関係者の適切な役割分担の下でそれぞれが積極的に参加することが必要である。

二　使用済小型電子機器等の再資源化を実施すべき量に関する目標

使用済小型電子機器等の再資源化を実施すべき量は、市町村又は認定事業者等により回収され再資源化を実施した量で計算するものとし、令和五年度までに、一年当たり十四万トン、一人一年当たりに換算すると約一キログラムを目標とする。なお、この一年当たり十四万トンという目標は、平成二十三年の一年間に使用済みとなった小型電子機器等の重量約六十五万トンを基礎とする

済の健全な発展を長期的に確保するためには、使用済小型電子機器等に含まれる金属その他の資源の十分な利用を図っていくことが重要である。

本基本方針は、このような認識の下に、使用済小型電子機器等の再資源化を総合的かつ計画的に推進するため、必要な事項を定めるものである。

一　使用済小型電子機器等の再資源化の促進の基本的方向

使用済小型電子機器等については、資源性を有することから、広域的かつ効率的な回収が可能になれば、規模の経済が働いて、採算性を確保しつつ再資源化することも可能である。そこで、本制度は、関係者が協力して自発的に回収方法やリサイクルの実施方法を工夫しながら、それぞれの実情に合わせた形でリサイクルを実施する促進型の制度としている。

物流や中間処理において規模の経済を働かせ、効率的に収集とリサイクルを実施するためには、回収量を確保することが非常に重要である。そのためには、消費者及び事業者は適正な排出を行うこと、市町村は分別収集を行うこと、小売業者は消費者の適正な排出に協力すること、製造業者は解体しやすい設計を行うこと等によって再資源化に要する費用を低減するとともに再生資源を利用すること、国は制度の円滑な立上げと運用に向けて分別収集や再資源化の促進のために必要な資金の確保等を行い、市町村が主体となった回収体制を構築すること、都道府県は市町村に対し必要な協力を行うことなど、関係者の適切な役割分担の下でそれぞれが積極的に参加することが必要である。

二　使用済小型電子機器等の再資源化を実施すべき量に関する目標

使用済小型電子機器等の再資源化を実施すべき量は、市町村又は認定事業者等により回収され再資源化を実施した量で計算するものとし、平成三十年度までに、一年当たり十四万トン、一人一年当たりに換算すると約一キログラムを目標とする。なお、この一年当たり十四万トンという目標は、平成二十三年の一年間に使用済みとなった小型電子機器等の重量約六十五万トンを基礎と

と、回収率が約二十パーセントとなる。

この目標は、目標の達成状況、社会経済情勢の変化等を踏まえて適宜必要な見直しを行うものとする。

三　使用済小型電子機器等の再資源化の促進のための措置に関する事項

１　（略）

２　地方公共団体の取組

使用済小型電子機器等の相当部分が一般廃棄物として市町村によって処理されていることから、市町村が主体となった回収は使用済小型電子機器等の再資源化の前提となるものであり、できる限り多くの市町村の参加が必要不可欠である。市町村がまずは本制度に参加すること、地域に根付いた回収業者の有効活用を図ることなどにより安定的かつ効率的な収集を行うこと、回収した使用済小型電子機器等を認定事業者に引き渡すことを通じて、有害物質を適正に管理しつつ、規模の経済を確保した効率的な再資源化が実現される。市町村は、使用済小型電子機器等の回収が最終処分量の削減や有害物質処理費の削減、リチウム蓄電池使用製品等の安全な処理等につながることも踏まえ、適切な回収の推進に努める必要があり、これらの市町村の取組を通じて、廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保という本制度の目的を達成することが可能となる。

市町村は、住民の意識向上を図るため、住民に対して適切な分別方法や回収拠点の場所等について周知を行う必要がある。

また、回収の促進を図るため、認定事業者や小売業者と連携し、住民が簡便に使用済小型電子機器等を排出できる環境を整えるよう、回収拠点の設置数について設置の場所などに配慮しつつ計画的に拡大を図るとともに、地域特性に応じて最適な回収の方法を選択することが必要である。

さらに、市町村は、使用済小型家電の回収が、市町村における廃棄物の処理費用を削減させる可能性があること等も踏まえ

すると、回収率が約二十パーセントとなる。

この目標は、目標の達成状況、社会経済情勢の変化等を踏まえて適宜必要な見直しを行うものとする。

三　使用済小型電子機器等の再資源化の促進のための措置に関する事項

１　（略）

２　地方公共団体の取組

使用済小型電子機器等の相当部分が一般廃棄物として市町村によって処理されていることから、市町村が主体となった回収は使用済小型電子機器等の再資源化の前提となるものであり、できる限り多くの市町村の参加が必要不可欠である。市町村がまずは本制度に参加すること、地域に根付いた回収業者の有効活用を図ることなどにより安定的かつ効率的な収集を行うこと、回収した使用済小型電子機器等を認定事業者に引き渡すことを通じて、有害物質を適正に管理しつつ、規模の経済を確保した効率的な再資源化が実現される。市町村は、使用済小型電子機器等の回収が最終処分量の削減や有害物質処理費の削減等につながることも踏まえ、適切な回収の推進に努める必要があり、これらの市町村の取組を通じて、廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保という本制度の目的を達成することが可能となる。

市町村は、住民の意識向上を図るため、住民に対して回収について周知を行うとともに、住民が簡便に使用済小型電子機器等を排出できる環境を整えるよう、回収の方法や回収拠点の設置数、設置の場所などに配慮することが必要である。

、使用済小型家電の分別回収に伴う財政的な便益の評価に努めるとともに、リチウム蓄電池等に起因する火災等の発生抑制に寄与する等の財政的に評価しづらい便益についても改めて整理し、回収方法の採用可否について総合的に判断することが求められる。

加えて、使用済小型電子機器等の中には、鉛などの有害物質を含有するものがあることに鑑み、市町村は、国内外での環境汚染を防止する必要がある。特に、認定事業者以外の者に引き渡す場合には、使用済小型電子機器等が海外に輸出され、輸出の相手国や再輸出先の第三国で不適正に処分され環境汚染を引き起こしているとの事例も指摘されていることに十分留意し、当該引渡先が適切か否かについて、自らの責任で確認し、処理の状況について住民への情報提供に努めることが求められる。

都道府県は、管内の市町村に参加や連携を呼びかけたり、市町村において取り組みやすい回収方法を助言したりするなど、市町村の回収に協力することが期待される。

また、認定事業者及び認定事業者から委託を受けた者は、廃棄物処理業者とみなされ、廃棄物処理法の規制が適用されることから、使用済小型電子機器等の収集、運搬及び処分に当たっては、認定を受けた再資源化事業計画を逸脱した収集、運搬などの違法、脱法行為が行われることがないよう、廃棄物処理法に基づき、廃棄物処理業者の指導監督権限を有する地方公共団体は、これらの者に対して改善命令等の適切な指導監督を行うものとする。

3　小売業者の取組

市町村が主体となった使用済小型電子機器等の回収に加え、小売業者が補完的に回収に協力することで、効率的な回収を実現できる場合もある。

そこで、消費者による使用済小型電子機器等の適正な排出を確保するため、小売業者は、市町村の回収ボックスの設置に協力したり、認定事業者から委託を受けることなどにより、回収

さらに、使用済小型電子機器等の中には、鉛などの有害物質を含有するものがあることに鑑み、市町村は、国内外での環境汚染を防止する必要がある。特に、認定事業者以外の者に引き渡す場合には、使用済小型電子機器等が海外に輸出され、輸出の相手国や再輸出先の第三国で不適正に処分され環境汚染を引き起こしているとの事例も指摘されていることに十分留意し、当該引渡先が適切か否かについて、自らの責任で確認し、処理の状況について住民への情報提供に努めることが求められる。

都道府県は、管内の市町村に参加や連携を呼びかけたり、市町村において取り組みやすい回収方法を助言したりするなど、市町村の回収に協力することが期待される。

また、認定事業者及び認定事業者から委託を受けた者は、廃棄物処理業者とみなされ、廃棄物処理法の規制が適用されることから、使用済小型電子機器等の収集、運搬及び処分に当たっては、認定を受けた再資源化事業計画を逸脱した収集、運搬などの違法、脱法行為が行われることがないよう、廃棄物処理法に基づき、廃棄物処理業者の指導監督権限を有する地方公共団体は、これらの者に対して改善命令等の適切な指導監督を行うものとする。

3　小売業者の取組

市町村が主体となった使用済小型電子機器等の回収に加え、小売業者が補完的に回収に協力することで、効率的な回収を実現できる場合もある。

そこで、消費者による使用済小型電子機器等の適正な排出を確保するため、小売業者は、市町村の回収ボックスの設置に協力したり、認定事業者から委託を受けることなどにより、回収

及び消費者への適正な排出方法の周知に協力することが期待される。

また、自ら輸入した小型電子機器等の販売を行う場合は、消費者に対し、小型電子機器等についてリチウム蓄電池を使用しているかどうか判別できるように、リチウム蓄電池の使用の有無を判断するために必要となる情報の提供に努めることが期待される。

4 製造業者の取組

小型電子機器等の製造業者は、解体しやすい設計を行うことや原材料の種類をできる限り統一すること等のいわゆる環境配慮設計を行うことにより、再資源化に要する費用の低減に努める必要がある。

また、再資源化により得られた資源が適切に利用され、それにより再資源化事業がより一層促進されるためには、再資源化により得られた資源の積極的な活用に努める必要がある。

さらに、消費者に対し、小型電子機器等についてリチウム蓄電池を使用しているかどうか判別できるように、リチウム蓄電池の使用の有無を判断するために必要となる情報の提供に努める必要がある。

5 認定事業者の取組

認定事業者は、使用済小型電子機器等について再資源化を担う中核的な主体として、継続的、安定的及び高度に再資源化を行うとともに、回収方法の多様化、回収拠点等の拡大による消費者が排出しやすい回収体制や、リチウム蓄電池等を安全に処理できる体制の構築を図り、より多くの資源が回収されるよう、責任をもって再資源化事業に取り組むことが求められる。認定事業者は、広範囲の市町村等から使用済小型電子機器等の適切な価格での引渡しを受け、認定を受けた再資源化事業計画に従って、認定事業者自ら又は委託により適正に再資源化を実施することとなるが、国への報告等を通じて、再資源化の実施の状況を明らかにし、事業の透明性を確保する必要がある。また

に協力することが期待される。

4 製造業者の取組

小型電子機器等の製造業者は、解体しやすい設計を行うことや原材料の種類をできる限り統一すること等のいわゆる環境配慮設計を行うことにより、再資源化に要する費用の低減に努める必要がある。

さらに、再資源化により得られた資源が適切に利用され、それにより再資源化事業がより一層促進されるためには、再資源化により得られた資源の積極的な活用に努める必要がある。

5 認定事業者の取組

認定事業者は、使用済小型電子機器等について再資源化を担う中核的な主体として、継続的、安定的及び高度に再資源化を行い、より多くの資源が回収されるよう、責任をもって再資源化事業に取り組むことが求められる。認定事業者は、広範囲の市町村等から使用済小型電子機器等の適切な価格での引渡しを受け、認定を受けた再資源化事業計画に従って、認定事業者自ら又は委託により適正に再資源化を実施することとなるが、国への報告等を通じて、再資源化の実施の状況を明らかにし、事業の透明性を確保する必要がある。また、回収量を確保し、効率的な再資源化を実施するためには、市町村の参加促進が必要であることに鑑み、認定事業者は、認定計画に記載された収集

、回収量を確保し、効率的な再資源化を実施するためには、市町村の参加促進が必要であることに鑑み、認定事業者は、認定計画に記載された収集区域内の市町村に本制度への参加を積極的に働きかけることが重要である。

また、認定事業者が市町村から使用済小型電子機器等の引渡しを受ける場合において、認定事業者が実施する再資源化事業が全体として十分な利益を確保できた場合には、市町村との使用済小型電子機器等の取引価格への反映等を通じて、利益の一部を市町村へ還元するよう努める必要がある。

6　国の取組

国は、制度の円滑な運用に向けて市町村に対して、効率的な収集運搬の社会実装等に向けた支援を実施するとともに、回収方法や認定事業者との契約に関するガイドラインを周知すること、都道府県と連携して、本制度に参加していない市町村に対して積極的に本制度への参加の呼びかけを行うとともに、本制度に参加している市町村に対してより高い回収量が期待される手法の採用を促すこと、市町村参加状況に関する要因分析を行い、市町村による優良事例の横展開に向けた事例の整理や周知を行うこと等の必要な対策を講じること等を通じて、できる限り多くの市町村の参加及びより高い回収量が期待される取組の採用を促進するよう最大限努める必要がある。また、小売業者に対しても、協力を呼びかける必要がある。

また、国は、適正な分別排出の促進のため、本制度に参加する市町村や小売業者を周知し、国民に使用済小型電子機器等の再資源化の重要性について普及啓発を行うとともに、処分方法がわからないために、又は特別な理由なく使用せずに家庭に保管している使用済小型電子機器等についても、適正な形で分別して排出するよう、国民に呼びかける必要がある。携帯電話端末などの重要な個人情報を多く含む機器については、個人情報漏えいに対する不安から、使用済みとなった後も家庭内に保管されている場合も多く、国が市町村や認定事業者に対し適切な

区域内の市町村に本制度への参加を積極的に働きかけることが重要である。

また、認定事業者が市町村から使用済小型電子機器等の引渡しを受ける場合において、認定事業者が実施する再資源化事業が全体として十分な利益を確保できた場合には、市町村との使用済小型電子機器等の取引価格への反映等を通じて、利益の一部を市町村へ還元するよう努める必要がある。

6　国の取組

国は、制度の円滑な立上げと運用に向けて市町村に対する財政的等の支援を実施したり回収方法や認定事業者との契約に関するガイドラインを定めること、都道府県と連携して説明会を開催するなど市町村に対して積極的に本制度への参加の呼びかけを行うこと、市町村参加状況に関する要因分析を行い必要な対策を講じること等を通じて、できる限り多くの市町村の参加を促進するよう最大限努める必要がある。また、小売業者に対しても、協力を呼びかける必要がある。

また、国は、適正な分別排出の促進のため、本制度に参加する市町村や小売業者を周知し、国民に使用済小型電子機器等の再資源化の重要性について普及啓発を行うとともに、処分方法がわからないために、又は特別な理由なく使用せずに家庭に保管している使用済小型電子機器等についても、適正な形で分別して排出するよう、国民に呼びかける必要がある。携帯電話端末などの重要な個人情報を多く含む機器については、個人情報漏えいに対する不安から、使用済みとなった後も家庭内に保管されている場合も多く、国が市町村や認定事業者に対し適切な

個人情報保護対策を求めることで、これらの機器についても国民が安心して排出できるようにすることも重要である。

さらに、国は、使用済小型電子機器等の再資源化の実施の状況について情報を収集・整理し、国民に対して分かりやすく情報提供していくとともに、使用済小型電子機器等からの資源の回収など再資源化に関する技術開発及び実用化に向けた取組を支援していく。

また、国は市町村等と協力し、違法な不用品回収業者に対し、取締りの強化等継続的な対策を実施するとともに、海外における不適正な処理を防止するため、廃棄物処理法及び特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（平成四年法律第百八号）の更なる適正な施行、運用等を実施する。

7　各関係主体の連携等

消費者及び事業者、地方公共団体、小売業者、製造業者並びに認定事業者は、使用済小型電子機器等の回収や再資源化を効率的に行うため、関係主体間のコミュニケーションの促進に努める必要がある。また、国は、関係主体間でのコミュニケーションが進むように促す必要がある。

四・五　（略）

六　個人情報の保護その他の使用済小型電子機器等の再資源化の促進に際し配慮すべき重要事項

1・2　（略）

3　リチウム蓄電池使用製品等の安全処理に関する事項

リチウム蓄電池を使用する製品等が普及しているが、使用済みのリチウム蓄電池使用製品等は回収及び処分する過程において衝撃が加わると発火するおそれがある。認定事業者がリチウム蓄電池使用製品等を安全に処理できる体制を構築することは、市町村が行う廃棄物処理におけるリチウム蓄電池等に起因した発火等の事故抑制に寄与し、社会的な意義が認められることから、その価値を考慮した上で、関係者が支えていくことが重要である。

個人情報保護対策を求めることで、これらの機器についても国民が安心して排出できるようにすることも重要である。

さらに、国は、使用済小型電子機器等の再資源化の実施の状況について情報を収集・整理し、国民に対して分かりやすく情報提供していくとともに、使用済小型電子機器等からの資源の回収など再資源化に関する技術開発及び実用化に向けた取組を支援していく。

また、国は市町村等と協力し、違法な不用品回収業者に対し、取締りの強化等継続的な対策を実施するとともに、海外における不適正な処理を防止するため、廃棄物処理法及び特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（平成四年法律第百八号）の更なる適正な施行、運用等を実施する。

（新設）

四・五　（略）

六　個人情報の保護その他の使用済小型電子機器等の再資源化の促進に際し配慮すべき重要事項

1・2　（略）

（新設）